

税制改正達成実現項目

	税制改正に関する重点要望	実現項目
平成 10年度	<p>(連合会建議書から要約)</p> <p>1. 公平な税負担</p> <p>所得控除の整理合理化 利子・配当所得→原則として総合課税 同族会社の留保金の特別課税制度の廃止 相続財産に対する費用の控除 消費税の届出書・申請書提出期限の是正 簡易課税制度適用時の固定資産の取得</p> <p>2. わかり易い税制</p> <p>更正の請求期間→5年 青色専従者給与に関する届出制度の廃止 居住用財産の譲渡損失の繰越控除 交際費課税の改善整備 財産評価の通則の法令化 土地に対する固定資産税評価額の改善</p> <p>3. 合理的な納税事務負担</p> <p>法人税・消費税の予定申告制度の廃止 事業税等地方税も同様に予定申告の廃止 (上記2項目、納税のみの制度とする) 帳簿書類の保存に電子データも認める 源泉所得税の納付期限を翌末日とする 物納制度及びその手続きの簡素化</p> <p>4. 時代に適合し得る税制</p> <p>5. 透明な税務行政</p> <p>重加算税の賦課手続きの明確化</p>	<p>1. 帳簿書類の保存について電子データによる保存制度を創設</p> <p>2. 居住用財産の買換えによる譲渡損失の繰越控除制度の創設 (3年間)</p> <p>3. 法人の新規取得土地等に係る負債利子の損金算入制限措置の廃止</p> <p>4. 法人税の基本税率の引下げ (3%引下げ 34.5%に)</p> <p>中小法人の軽減税率の引下げ (3%引下げ 25%に)</p> <p>5. 利子・配当等に係る所得税額の控除の特例の廃止</p> <p>6. 中小法人の貸倒引当金の特例の存置 = 租税特別措置法で3年間</p> <p>7. 耐用年数(建物)の見直し</p> <p>8. 事業税への外形基準課税の導入の見送り</p> <p>9. 連結申告納税制度の導入の見送り</p> <p>10. 法人の経費の損金算入措置について寄付金と福利厚生費の支出の制限の見送り</p> <p><要望により当初案から修正になった項目></p> <p>○ 中小法人の交際費の損金算入割合 20%に軽減 (当初案は 30%)</p> <p>○ 工事収益の金額基準の復活</p>
平成 11年度	<p>(連合会建議書から要約)</p> <p>ほぼ前年と同様の内容である</p> <p>2. わかり易い税制</p> <p>交際費課税</p> <p>社会通念上必要な支出は原則損金算入</p>	<p>1. 利子税・延滞税の税率</p> <p>公定歩合に4%加算した割合に引下げ (相続税・贈与税については、公定歩合に4%を加算した割合に7.3%を乗じて計算した割合に引下げ)</p> <p>2. 利子所得・配当所得及び株式等の課税所得の課税方法</p> <p>上場株式等の譲渡所得の源泉分離課税制度を平成13年4月1日より廃止</p> <p>3. 居住用財産の譲渡による損失の繰越控除 住宅ローン控除との併用適用</p> <p>4. 中小法人の軽減税率の引下げ (3%引下げ 22%に)</p>

	税制改正に関する重点要望	実現項目
平成 11年度		<p>5. 固定資産課税台帳の縦覧制度 審査申出制度の改正 期間を納税通知書交付後 30日に延長 ＜平成 11 年度の税制改正に関する建議書 で進展した項目＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 欠損金の繰り戻しによる還付の不適用 設立後 5 年以内の中小法人について、 前 1 年間の欠損金を繰り戻し還付 ○ 小規模宅地等についての相続税の課税 価格の計算の特例 特定事業用宅地等に係る特例の対象 面積を 330㎡（現行 200㎡）に引上げ ○ 個人事業税の事業主控除額 20 万円引上げ 290 万円に ＜昨年度に引き続き要望した項目＞ ○ 少額減価償却資産（100 万円未満の情 報通信機器等）の即時損金算入制度の 創設 ＜阪神・淡路大震災の被災地における緊急 税制改正に関する意見書（近畿税理士会） の中で実現した項目＞ ○ 居住用財産の譲渡所得の課税特例 適用期間を 2 年間延長
平成 12年度	<p>（連合会の建議書から要約） ほぼ前年と同様の内容である</p> <p>1. 公平な税負担 給与所得者に対する課税 原則申告納税、年末調整と選択制 特定支出制度の見直し</p>	<p>1. 欠損金の繰り戻しによる還付の不適用 設立後 5 年以内の中小法人について、 適用除外の期限を 2 年間延長</p> <p>2. 同族会社の留保金に関する特別課税制度 設立後 10 年以内の新事業法促進法 の中小企業該当者及び同認定事業者 において、2 年間の時限措置として 同族会社の留保金課税を不適用</p> <p>3. 土地に係る固定資産の評価及び価格 固定資産税の負担水準の引下げ、負 担調整措置の継続</p> <p>4. 取引相場のない株式の評価 類似業種批准方式等を見直し</p> <p>＜近畿税理士会の税制改正に関する意見書 の中で実現した項目＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居住用財産の譲渡所得の課税特例 適用期間を 2 年間延長

	税制改正に関する重点要望	実現項目
平成 13年度	<p>(連合会の建議書から要約) ほぼ前年と同様の内容である</p> <p>3. 合理的な納税事務負担 源泉所得税の納付期限を翌月 20 日に 償却資産税の賦課期日を事業年度の末日 申告書の提出期限を各々の申告期限に</p> <p>4. 時代に適合し得る税制 公的年金受給者に年末調整に準ずる措置 贈与税の配偶者控除 婚姻期間を 10 年以上に短縮 最高額を 3,000 万円に引上げ</p>	<p>1. NPO 法人に対する寄附金 一定の要件を満たす認定 NPO 法人に みなし寄附金控除の適用 法人の NPO 法人に対する寄附金を当 該損金算入限度額の範囲内で損金算入</p> <p>2. 減価償却資産の法定耐用年数 電子計算機 パーソナルコンピューター 6 年→4 年 その他のもの 6 年→5 年</p> <p>3. 居住用財産の譲渡所得の特別控除額 特定の居住用財産の買換え及び交換 の場合の長期譲渡所得の課税の特例 制度の適用期限を 3 年延長</p> <p>4. 欠損金の繰越控除期間 産業活力再生特別措置法の事業再構 築計画に基づく認定事業者に係る欠 損金の繰越控除制度の適用期限を 2 年延長 (5 年から 7 年に)</p> <p>5. 贈与税の基礎控除額 110 万円に引上げ</p> <p>6. 小規模宅地等についての相続税の課税 価格の計算の特例 特定事業用宅地等 特例の対象面積 330㎡から 400㎡に拡充 特定居住用宅地等 特例の対象面積 200㎡から 240㎡に拡充</p> <p><前文></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税理士制度の見直し 税理士法人制度の創設 税理士試験制度の見直し等所要の措置 ○ 外形標準課税 さらに検討を深め、景気の璽宇教等 も勘案しつつ、早期導入を図る ○ 連結納税制度 2002年度(平成14年度)導入を目指す
平成 14年度	<p>1. 非上場企業の事業承継においては、好 業績の企業ほど株式の評価額が高額と なり事業承継が困難となるため非上場 株式に対する軽減措置を実施する必要 がある。</p>	<p>1. 事業承継に係る相続税 取引相場のない株式等についての課 税価格の減免措置。</p> <p>2. 固定資産税の縦覧制度 固定資産税における情報開示の促進。</p>

	税制改正に関する重点要望	実現項目
平成 14年度	<ul style="list-style-type: none"> 2. 固定資産税については、納税者に自らの評価内容を明らかにするように措置すべきである。 3. 同族会社の留保金課税については早急に廃止すべきである。 4. 交際費課税について、交際費等の範囲の見直し、社会通念上必要な支出は原則損金算入とするとともに、定額控除限度額内の支出額の20%相当額を損金不算入とする措置を廃止すべき。 5. 欠損金の繰越控除期間を7年に延長すること。 6. 事業税の外形標準課税を実施することは、何を外形標準とするかが問題であり、現状では時期尚早であること、特に中小企業に対する配慮を行ったうえで、国民の理解を得るべく、更に検討を重ねること。 7. 相続税の税率を50%を最高とした税率構造とすること。 8. 公益法人等に対する課税について、次のように見直しを図ること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法人税が課税される収益事業の範囲を見直すこと。 ②収益事業から生じる法人税率は、普通法人の税率と同一にすること ③認定NPO法人に対する課税については、公益法人等と同様にすること。 9. 消費税率の見直しには慎重であるべきであり、複数税率を設けないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 3. 同族会社の留保金課税制度 不適用対象法人の拡大。 中小企業に対する税率の軽減。 4. 交際費課税 定額控除限度額の引上げ。 5. 欠損金の繰戻し還付制度の不適用措置 適用除外措置の適用期限の延長。
平成 15年度	<ul style="list-style-type: none"> 1. 少額減価償却資産及び繰延資産の損金算入限度額を30万円未満に引き上げるとともに、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること。 2. 同族会社の留保金課税制度は、早急に廃止すること。 3. 相続税の税率を50%を最高とした税率構造とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を創設し、取得価額30万円未満減価償却資産の損金算入を認める措置を講ずる。 2. 同族会社の留保金課税制度 同族会社の留保金課税制度について、自己資本比率50%以下の中小企業について、留保金課税を適用しない措置を講ずる。

	税制改正に関する重点要望	実現項目
平成 15年度	<p>4. 納税義務の免除制度を申告不要制度に改めるとともに、申告不要及び簡易課税制度の判定については、基準期間による制度を改め、当該課税期間の課税売上高に基づいて判定する制度とすること。また、簡易課税制度の適用については、届出制を廃止し、その選択は申告書の記載要件とすること。</p> <p>5. 事業税の外形標準課税は、中小企業や赤字法人に対する配慮を行うなど国民の理解を得るべくさらに検討を重ねること。</p> <p>6. 各種の所得控除を整理合理化し、基礎的な人的控除である基礎控除、配偶者控除、扶養控除に集約し、引き上げること。なお、人的控除のうち、配偶者特別控除は廃止すること。</p> <p>7. 交際費課税について、交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な支出は原則として損金算入するとともに、定額控除内の支出額の20%相当額を損金不算入とする措置を廃止するなど改善整備を図ること。</p> <p>8. 公益法人等に対する課税について、次のように見直しを図ること。</p> <p>①法人税が課税される収益事業の範囲を見直すこと。</p> <p>②収益事業から生じる法人税率は、普通法人の税率と同一にすること</p> <p>③認定NPO法人に対する課税については、公益法人等と同様にすること。</p> <p>9. 公的年金の年金控除額を縮減し、受給者における納税手続を簡素化すること。</p>	<p>3. 相続税の税率構造 最高税率を引き下げるとともに、税率区分を拡大する。</p> <p>4. 中小企業に対する消費税の特例措置 ①事業者免税制度の適用上限を1,000万円(現行3,000万円)に引き下げる。 ②簡易課税制度の適用上限を5,000万円(現行2億円)に引き下げる。</p> <p>5. 外形標準課税 法人事業税への外形標準課税を、資本金1億円超の法人を対象として、外形標準の割合を4分の1とする制度を創設する。</p> <p>6. 個人所得課税 配偶者特別控除のうち控除対象配偶者について配偶者控除に上乘せ適用される部分の控除を廃止する。</p> <p>7. 交際費損金不算入制度 400万円の定額控除の対象法人を資本金1億円以下の中小法人に拡大するとともに、定額控除額までの損金不算入割合を10%に引き下げる。</p> <p>8. 認定NPO法人に対する課税 認定NPO法人がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額については、その収益事業にかかる寄付金の額とみなすとともに、損金不算入限度額を所得の金額の20%とする。</p>
平成 16年度	<p>1. 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除及び青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除については、期間制限を廃止すること。</p> <p>2. いわゆるエンジェル税制の拡充・拡大を図ること。</p> <p>3. 居住用財産の譲渡について生じた純損失については、すべて繰越控除を認めること。</p>	<p>1. 欠損金の繰越期間の延長(5年→7年)</p> <p>2. エンジェル税制の拡充</p> <p>3. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の拡充・居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の創設</p>

	税制改正に関する重点要望	実現項目
平成 17年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地建物等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の復活 2. 個人の寄付金控除の見直し 3. 雇用促進税制の創設 4. 交際費課税制度の抜本的見直し 5. 同族会社の留保金課税制度の廃止 6. 欠損金の繰り戻し還付制度の再開 7. 相続税の課税方式を遺産取得方式への変更 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 寄付金控除の引き上げ 2. 認定NPO法人の認定要件緩和 3. 人材投資減税の創設 4. 税務署に提出した書類の閲覧サービスの創設
平成 18年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除の整理・合理化 2. 居住用財産の譲渡損失の損益通算の要件緩和 3. 給与所得者に対する確定申告の導入と給与所得控除の見直し 4. 雇用促進税制の創設 5. 交際費課税制度の抜本的見直し 6. 同族会社の留保金課税制度の廃止 7. 欠損金の繰り戻し還付制度の再開 8. 中小法人に対する軽減税率適用金額の引き上げ 9. 減価償却資産の法定耐用年数表及び償却限度額の見直し 10. 消費税簡易課税制度の事業区分の簡素化 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同族会社留保金課税制度における同族要件の緩和及び留保控除額の引き上げ 2. 交際費の損金算入の特例の延長及び課税の範囲の明確化 3. 物納制度の整備（物納不適格財産の明確化、審査期間の法定、延納から物納への切り替え） 4. 災害の場合における簡易課税制度選択の変更容認 5. 郵送等に係る書類の提出時期における発信主義の適用範囲拡大 6. 更正の請求の後発的事由の追加（判決等により国税庁長官の法令解釈が変更された場合） 7. 申告書の公示制度の廃止
平成 19年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除の整理・合理化 2. 居住用財産の譲渡損失の借入金要件の緩和 3. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止 4. 定期同額給与の見直し 5. 交際費課税制度の抜本的見直し 6. 同族会社の留保金課税制度の廃止 7. 欠損金の繰り戻し還付制度の再開 8. 中小法人に対する軽減税率適用金額の引き上げ 9. 減価償却資産の法定耐用年数表及び償却限度額の見直し 10. 消費税簡易課税制度の事業区分の簡素化 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特殊支配同族会社の役員給与と損金不算入規定における基準所得金額の引き上げ 2. 職制上の地位の変更等により改定された定期給与の取り扱いの明確化（※） 3. 事前確定届出給与の届出期限の延長（※） 4. 同族会社留保金課税制度における資本金等の額1億円以下の会社の適用除外 5. 減価償却制度における残存価額及び償却可能限度額の廃止並びに特定のIT設備の法定耐用年数短縮 6. 居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限延長 7. 国税審判官への民間人の登用 （※建議書以外の要望項目）

	税制改正に関する重点要望	実現項目
平成 20年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 更正の請求ができる理由に、租税特別措置法の特例不適用の場合を加えること。 2. 公的年金以外に収入のない者について納税手続きを簡素化すること。 3. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止すること。 4. 中小企業の円滑な事業の継続のための措置を講ずること。 5. 資本金1億円以下の中小法人に対する事業税の外形標準課税の導入は時期尚早である。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非上場株式に係る相続税の納税猶予制度の創設 2. 公益法人等に対する課税の見直し 3. 認定NPO法人の認定要件緩和 4. 事前照会に対する文書回答手続の改善 <p style="text-align: right;">※ (※建議書以外の要望項目)</p>
平成 21年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 更正の請求をすることができる期間を5年とすること。また、後発的理由による更正の請求の期間は1年とすること。 2. 給与所得者に対する課税については、年末調整と確定申告との選択制とし特定支出控除を拡充し給与所得者が確定申告を行う機会を増やすこと。 3. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。 4. 消費税率の引上げは慎重に行うこと。また、複数税率にはしないこと。 5. 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除及び青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除については、期間制限を廃止すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 役員給与について「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」の明確化 2. 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止 3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、事業者（賃借人）が賃貸借処理をしている場合における分割控除の容認 4. 中小企業における事業承継の円滑化を図るため、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の導入 5. 平成21、22年度に生ずる試験研究費の繰越控除の延長
平成 22年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地・建物等の譲渡により生じた損益について、損益通算及び繰越控除を認めること。 2. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止すること。 3. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止（日税連要望項目10） 2. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の適用延長（日税連要望項目9） 3. 扶養控除の見直し（日税連要望項目8） 4. 受取配当等の益金不算入（日税連要望項目12）

	税制改正に関する重点要望	実現項目
平成 22年度	<ul style="list-style-type: none"> 4. 一時損金又は必要経費算入の少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満に引き上げること。 5. 更正の請求をすることができる期間について、他の関連する規定とのバランスを考慮しつつその延長を行うこと。 6. 税務行政の執行に関する手続規定を整備すること。 	
平成 23年度	<ul style="list-style-type: none"> 1. 土地・建物等の譲渡により生じた損益について損益通算及び繰越控除を認めること。 2. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の、10%課税制度は即時に廃止すること。 3. 一時損金又は必要経費算入の少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満に引き上げること。 4. 更正の請求をすることができる期間の延長を行うこと。 5. 納税者権利憲章(仮称)を制定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 更正の請求期間の延長 2. 税務調査手続きの見直し
平成 24年度	<ul style="list-style-type: none"> 1. 国税通則法の改正は、早期に成立すること。 2. 役員給与の損金不算入規定のあり方を見直すこと。 3. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。 4. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。 5. 一時損金又は必要経費算入の少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満に引き上げること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額の上限設定 2. 特定支出控除範囲の拡大 3. 役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し

	税制改正に関する重点要望	実現項目
平成 25年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消費税のあり方について次のとおり要望する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 単一税率の維持 (2) 逆進性対策 (3) 帳簿方式の維持 (4) 基準期間制度の廃止 (5) 簡易課税制度の見直し 2. 国税通則法の目的を改正し、納税者憲章を早期に成立させること。 3. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。 4. 役員給与の損金不算入規定のあり方を見直すこと。 5. 非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度における諸要件を緩和すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の諸要件の緩和 2. 試験研究費の税額控除制度 控除税額の上限引き上げ 3. 社会保険診療報酬の所得計算の特例適用対象者から収入金額7,000万円を超える者の除外 4. 交際費等の損金不算入制度の中小特例について、定額控除限度額の引き上げ及び損金不算入制度廃止 5. 延滞税割合の見直し
平成 26年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 税理士法に関する改正要望。 2. 消費税のあり方。 <ul style="list-style-type: none"> * 単一税率の維持 * 基準期間制度の廃止 * 簡易課税制度の選択を確定申告時期にできる制度にすること。 * 仕入税額控除の要件とされる帳簿の記載要件の見直し。 3. 復興特別所得税の見直し。 4. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。 5. 法人税の損金算入規定等についての見直し。 <ul style="list-style-type: none"> * 役員給与は原則として損金算入することの明確化 * 労働協約や就業規則等により支給が明確に規定されている法人については退職給付引当金・賞与引当金の繰入れについて損金算入を認めること。 * 社会通念上必要とされる慶弔費は課税の対象外とし、損金算入を認めること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交際費課税制度の見直し 2. 簡易課税制度のみなし仕入れ税率の見直し 3. 給与所得控除の上限の引下げ 4. 国際課税原則の見直し (総合主義から帰属主義への変更) 5. 研究開発税制の拡充 6. 国税不服審査制度の見直し

	税制改正に関する重点要望	実現項目
平成 27年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消費税の単一税率維持の提言及び軽減税率制度の導入しないこと。 2. 中小企業に対して事業税の外形標準課税を導入しないこと。 3. 法人税の欠損金の控除限度額を一律に軽減しないこと。 4. 役員給与に係る給与所得控除に別途の基準を設けないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業税の外形標準課税制度は中小企業には導入しないこと。(平成27年度要望書21) 2. 法人税の欠損金の控除限度額を一律に縮減しないこと。(平成27年度要望書10) 3. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けない。(平成27年度要望書3(2))
平成 28年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消費税 <ul style="list-style-type: none"> * 単一税率の維持 * 基準期間制度を廃止し、申告不要制度の創設 2. 法人税 <ul style="list-style-type: none"> * 中小法人等に係る欠損金の繰越控除の現行制度の維持 3. 所得税 <ul style="list-style-type: none"> * 給与所得控除・公的年金等控除の見直し及び所得控除の整理・簡素化 4. 地方税 <ul style="list-style-type: none"> * 外形標準課税制度は中小法人には導入しないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業税の外形標準課税制度は中小企業には導入しないこと。(平成28年度要望書11) 2. 法人税の欠損金の控除限度額を一律に縮減しないこと。(平成28年度要望書2) 3. 公的年金等に対する課税を見直すこと。(平成28年度要望書7)